令和６年度 大空町認定こども園利用申込みのご案内

　令和６年４月１日から町内の認定こども園を利用するには、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、町から認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。

　教育・保育給付認定には、３つの認定区分があり、町から「支給認定証」を交付します。

　なお、毎年状況を把握する必要があることから、継続利用の場合も提出していただき確認を行います。

●保育の必要性の認定区分（大空町内施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **認定区分** | **対象年齢** | **保育の必要性** | **利用施設** |
| １号認定 | 満３歳以上の小学校就学前子ども | なし | 認定こども園めまんべつ認定こども園ひがしもこと |
| ２号認定 | あり |
| ３号認定 | 満３歳未満 |

１．入園までの手続き

**（１）４月入園の場合**

利用申込

11月～12月頃　　　　　　　　　　　〇指定した受付期間中に必要書類を提出してく

ださい。

教育・保育

給付認定

12月～1月頃 　　　　　　 　　　　　〇提出書類をもとに、教育・保育給付認定を

　　　　　　 行ないます。

利用調整

　　12月～1月頃　　　　　　　　　　　　〇保育の必要性を総合的に審査し、必要性が

 高いと判断された方より入所施設を決定し

　　　　　 ます。（申込受付の順番は関係ありません）

入所決定

　　1月～2月頃　　　　　　　　　　　　　〇入園決定の場合は、「支給認定証」（新規認

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 定及び変更の場合のみ）、「利用決定通知書」

を送付します。

入園説明会

　　1月～2月頃　　　　　　　　　　　　　〇日程等は対象者に別途ご案内します。

**（２）年度途中からの入園の場合**

　　申し込みは、随時受け付けています。入園を希望する場合は、役場福祉課福祉グループま

でお問合せください。

　※お問合せ時点での入所状況により、受入れできない場合もあります。

２．入園資格

　　◇１号認定（教育標準時間認定）の場合…事由不問

　　◇２号認定・３号認定（保育認定）の場合…保育を必要とする事由

**（保護者のいずれもが、下表の事由のどれかに該当しているため、保育ができない場合）**

|  |  |
| --- | --- |
| **保育を必要とする事由** | **状　　　　　　　　況** |
| 就労 | １カ月あたり４８時間以上の労働に従事していることが常態であること |
| 妊娠・出産 | 母親が妊娠中であるか、または出産後間がないこと（認定期間は産前産後８週間） |
| 疾病・障害 | 肉体的または精神的に疾病やけが・障害を有していること |
| 介護等 | 同居又は長期入院している親族を常時介護・看護していること |
| 災害復旧 | 震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること |
| 求職活動 | 求職活動中の場合（認定期間は３カ月間） |
| 就学 | 学校・専修学校・各種学校等に在学中であること |
| 虐待やDV | 虐待やDVのおそれがあると認められること |

※各種要件を満たしている場合であっても、利用申込の状況により調整を行い、希望する施設の利用ができない場合があります。調整は、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を総合的に審査し、必要性が高いと判断された子どもが優先的に利用できるように行うものです。

　【保育の必要性の基準（目安）】

高い

低い

優先度

・両親ともに不在

・ひとり親世帯

・同居・別居の親族で保育可能な方がいる

・フルタイム就労

・パートタイム就労で常態的に働いている

・就労内定

・求職中である

・入院・入院に相当する自宅療養（常時床に臥している）

・妊娠中・産後間もない

　（産前産後8週）

・通院（期間・重軽による）

＜世帯の状況＞

＜保護者等の就労状況＞

＜保護者等の心身の状況＞

　３．保育の必要量・利用時間

　　　教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、あわせて「保育の必要量」の認定がされます。保育の必要量とは、保育を利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて利用できる時間が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育標準時間 | １日**最大１１時間**の中で保育を必要とする時間（事由）月１２０時間以上の就労など |
| 保育短時間 | １日**最大８時間**の中で保育を必要とする時間（事由）月１２０時間未満の就労等、求職活動など |

　４．申請及び利用申込に必要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| **対象者** | **必要書類** |
| 申込者全員 | ・保育の必要性の認定申請書兼現況届 |
| 保育を必要とする事由 | 就労 | ・就労証明書（町の様式に従って証明）・就労状況申立書（自営業・内職）**【該当する職業の方のみ】** |
| 妊娠・出産 | ・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ） |
| 疾病・障害 | ・診断書や障害者手帳などの写し |
| 介護等 | ・診断書や介護保険証の写し |
| 災害復旧 | ・申立書や状況が確認できる書類 |
| 求職活動 | ・申立書や状況が確認できる書類 |
| 就学 | ・在学証明書や職業訓練を受けることを証明する書類 |
| その他 | ・申立書や保育が必要となる状況が確認できる書類 |

※兄弟姉妹など複数の児童についてあわせて申し込む場合は、保育を必要とする事由の必要書類は、“保護者それぞれ１枚ずつ”提出してください。

※その他、認定に必要な書類の提出を求める場合があります。

　５．保育料

　　　令和６年度の保育料は、市町村民税所得割課税額をもとに、年２回に分けて保育料等を

決定します。

　〇１回目：４月～８月分保育料

　　　　　　令和５年度の課税額により算定し、２０２４年４月上旬ごろに決定

　〇２回目：９月～３月分保育料

　　　　　　令和６年度の課税額により算定し、２０２４年８月下旬ごろに決定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **階層区分** | **３歳未満児** | **３歳以上児** |
| **保育標準時間** | **保育短時間** |
| 生活保護世帯 | ０円 | ０円 | ０円 |
| 市町村民税非課税世帯 | ０円 | ０円 |
| 市町村民税所得割課税世帯 | 13,500円 | 9,000円 |

　　※３歳未満児は、２子目以降無料です。

　　※ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・準要保護世帯）の一部の世

帯は、１子目半額となる場合があります。

　　※月途中の入退所の場合は、日割りとなります。

　６．町内の認定こども園

|  |
| --- |
| 大空町認定こども園めまんべつ |
| 区分 | １号認定 | ２号・３号認定 |
| 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 住所 | 大空町女満別中央３４１番地の１ |
| 電話番号 | 0152-77-3371 |
| 開園日 | 月曜日～金曜日（祝日等を除く） | 月曜日～土曜日（祝日等を除く） |
| 開園時間 | 8：00～13：00 | 7：30～18：30※8：00～17：00（土曜日のみ） | 8：00～16：00 |
| 休園日 | 日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日 |
| ・土曜日・夏季休業日・冬季休業日・春季休業日 |  |

|  |
| --- |
| 大空町認定こども園ひがしもこと |
| 区分 | １号認定 | ２号・３号認定 |
| 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 住所 | 大空町東藻琴３８９番地の５４ |
| 電話番号 | 0152-67-6301 |
| 開園日 | 月曜日～金曜日（祝日等を除く） | 月曜日～土曜日（祝日等を除く） |
| 開園時間 | 8：00～13：00 | 7：30～18：30※8：00～17：00（土曜日のみ） | 8：00～16：00 |
| 休園日 | 日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日 |
| ・土曜日・夏季休業日・冬季休業日・春季休業日 |  |

　７．問い合わせ等

　　　ご不明な点等は、下記までお問合せください。

　　　大空町役場福祉課福祉グループ

　　　0152-74-2111（内線118）